

医 第 2405 号
令和2年2月3日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿
（※指定都市を除く）

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課長
（ 公 印 省 略 ）

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染性廃棄物
対策について（依頼）

このことについて、別添のとおり令和2年1月29日付け資循第5723号で、県
環境農政局環境部資源循環推進課長から通知がありました。

つきましては、貴市所管医療機関及び衛生検査所等関係機関に対し、今一度
「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省環
境再生・資源循環局作成）」を確認の上、排出時における作業員への感染防止
に万全を期すよう、周知徹底をお願いします。

なお、裏面に記載の関係団体等には、別途送付済みであることを申し添えま
す。

問合せ先

- ・ 廃棄物処理に関すること
法人指導グループ 佐々木
電話(045)210-1111 内線4869
- ・ 新型コロナウイルスに関すること
感染症対策グループ
電話(045)210-1111 内線

通知済み関係団体(各会会員に周知依頼済み)

公益社団法人神奈川県医師会

一般社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県助産師会

県内各衛生検査所(保健所設置市を除く)

資循第5723号
令和2年1月29日

医療課長
高齢福祉課長
畜産課長 } 殿

資源循環推進課長

廃棄物処理における新型コロナウイルスに感染した感染症対策について（依頼）

このことについて、令和2年1月22日付け環循適発第2001225号及び環循規発第2001223号により、環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありましたので、関係者に周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
指導グループ 池田
電話 045(210)1111[内線4158]

環循適発第 2001225 号
環循規発第 2001223 号
令和 2 年 1 月 22 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関連した感染症について、日本国内でも感染者が確認されている状況等に鑑み、政府では、令和 2 年 1 月 21 日に新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認しております。

新型コロナウイルスを始めとする人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）（以下「マニュアル」という。）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、排出時、収集運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参考

- 「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html
- 「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議」（首相官邸）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/